

暮らしの 情報箱

はがきや FAXなどの 記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

国民健康保険・年金

国民健康保険料を必ず納めましょう

保険料は、納め忘れのないよう納期限までに納付してください。一時的な収入の減少などで納付が難しい方は、ご相談ください。なお、督促の納期限後も滞納が続く場合は、延滞金が増加され、保険給付の制限や財産の差押えなどの処分を受けることもあります。

☎国保年金課国保料収納担当
☎5744-1697 FAX5744-1516

国民年金学生納付特例が免除・納付猶予制度をご利用ください

2年1か月までさかのぼって申請することができます。承認されるとその期間は保険料の納付が猶予され、どちらの制度も老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれます。承認後、10年以内に保険料を納めると、納付した分は将来受給する年金額に反映されます。手続きは電子申請、申請書(区HPから出力)を郵送のほか、窓口でも受け付けています。

◆学生納付特例制度

☑保険料の支払いが困難な学生
※学生証など学籍期間を確認できるものが必要

◆免除・納付猶予制度

☑20～49歳で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方
☎国保年金課国民年金係
☎5744-1214 FAX5744-1516
マイナポータルからの電子申請について
=日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

子ども

就学相談説明会

令和8年4月の小・中学校の就学にあたり特別支援学級や特別支援学校への就学を考えているか、お子さんのことで心配のある保護者の方向けに説明会を開催します。

☎4月14日(月)～16日(水)午前10時～11時30分、4月17日(休)

午前10時30分～正午

☎池上会館
☎当日会場へ
☎教育センター教育相談室
☎5748-1202 FAX5748-1390

乳(子)育医療証をお持ちの方へ

◆4月に小学校へ入学するお子さん

4月1日から医療証が乳(子)育へ切り替わります。☎医療証は3月下旬に郵送します。

◆3月に中学校を卒業するお子さん

4月1日から医療証が子(育)育へ切り替わります。☎医療証は3月下旬に郵送します。

※有効期限が過ぎた医療証は各自で処分してください

☎子育て支援課子ども医療係
☎5744-1275 FAX5744-1525

ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の所得制限をなくします

新たに対象となる方は、サービス利用にあたり利用申請・登録が必要です。

●サービス利用開始日 4月1日
☑就労、疾病、求職活動、通学などの事由で中学3年生以下のお子さんを扶養しているひとり親家庭などの保護者
☑所得により負担額は変わります

●利用時間 午前7時～午後9時の間で1回2時間以上
☎問合せ先へ申請書(区HPから出力)、ひとり親などを証明する書類(戸籍謄本など)、事由を証明する書類(就労証明書、診断書など)、課税(非課税)証明書(前年1月1日現在で大田区に住所がある方は不要)を郵送か持参
☎子育て支援課児童育成係
☎5744-1274 FAX5744-1525

募集

要介護認定調査員(登録調査員)

詳細は問合せ先HPをご覧ください。
●業務内容 区内全域での要介護認定調査
☑次の全てに該当し、認定調査を月8件以上できる方
①介護支援専門員が保健・医療・福祉に関する専門的知識

を有し、介護保険法施行規則で定める資格を有する

②認定調査員新規研修を修了している
☎問合せ先へ申込書(問合せ先HPから出力。写真貼付)、必要書類などを郵送か持参
☎(社)大田区社会福祉協議会
☎5703-8233 FAX3736-2030

国際都市おおた大使(来～る大田区大使)

地域の皆さんと交流しながら区の魅力や情報を国内外にPRしていただきます。詳細はチラシ(問合せ先、特別出張所などで配布)、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

☑区内在住・在勤・在学など、区にゆかりのある18歳以上の外国籍の方
☑選考で5名程度

●選考方法 書類選考・面接
●任用期間 7月から2年間
☎問合せ先へ必要書類を郵送かEメールか持参。4月7日必着
☎国際都市・多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当
☎5744-1227 FAX5744-1323
☎boshu-kokusai@city.ota.tokyo.jp

「おおた少年少女発明クラブ」会員

電気回路やリンク機構などを学び、こどもたちの柔軟なアイデアを生かして、多様な工作物を制作します。工場見学なども行います。

☑4月1日時点で区内在住か在学の小学4～6年生
☑主に第1・3土曜、午後2時～4時(年20回程度)
☎池上会館
☎費7,000円(年)
☑先着40名
☎電子申請。3月25日締め切り
☎(公財)大田区産業振興協会
☎3733-6109 FAX3733-6459

「家庭・地域教育力向上支援事業」実施団体

こどもを取り巻く課題や家庭での子育てについて学ぶ、講演会や学習会を開催する団体を募集します。家庭教育学習会の講師を派遣します。申込期間などの詳細は4月1日以降に区HPでお知らせします。

☑区内のPTA・保護者の会
☑先着10団体程度
☎問合せ先へ申請書(問合せ先で配

布。区HPからも出力可)を持参かEメール
☎教育総務課教育地域力推進担当
☎5744-1447 FAX5744-1535
☎s-debut@city.ota.tokyo.jp

特別区(東京23区)職員I類

詳細は問合せ先HPをご覧ください。
●第一次試験日 4月20日(日)
●申込期限 3月24日午後5時(受信有効)
☎電子申請
☎特別区人事委員会事務局任用課
☎5210-9787 FAX5210-9708

お知らせ

子ども会リーダーの保険加入のご案内

☑年間を通して計画的に活動し、総会員数が5名以上で、過半数が小・中学生で構成される子ども会・少年少女スポーツチームの指導者(付添人を除く)
●保険期間 4月1日(4月2日以降に申し込む場合は申込日)～令和8年3月31日
☎問合せ先へ申込書(問合せ先、特別出張所で配布)の原本と写しを持参
☎地域力推進課青少年担当
☎5744-1223 FAX5744-1518

地域福祉活動団体への活動助成

区内でのボランティア活動など、地域福祉に関する活動を行う団体に、1年間の活動経費などを助成します。詳細は問合せ先HPをご覧ください。

☎(社)大田区社会福祉協議会
☎3736-5555 FAX3736-5590

大田区コミュニティサイクルを利用しませんか

都内16区(大田・千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬区)約1,500ポートのどこからでも利用できる利便性の高いシェアサイクルです。区内外を巡ってみましょう。

☎都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1315 FAX5744-1527

郷土博物館の休館

☎3月24日(月)～31日(月)
※展示替えのため
☎3777-1070 FAX3777-1283

引っ越し、就職、退職したときは国民健康保険の届け出を

基準となる日から14日以内に、問合せ先特別出張所へ届け出をしてください。

●届け出には本人確認書類(マイナンバー確認と本人確認)と必要書類を必ず持参してください
国保の届け出(世帯主)には本人確認が必要です。世帯主と対象者のマイナンバーが分かる書類と来庁者の本人確認書類を、各届け出に必要な書類と併せて必ずご持参ください。代理人の届け出の場合は、届出人(世帯主)からの委任状などが必要となります。

●届け出が遅れると

資格はさかのぼって発生し、保険料を納めることとなります。その間の医療費は、全額自己負担となる場合があります。また、喪失の届け出が遅れると保険料の請求が続き、喪失後に大田区の国民健康保険で受診していた場合、国保から支払われた医療費は返還していただくこととなります。

●郵送での国保喪失の届け出

職場の健康保険に加入したため国保をやめる場合は、郵送でも届け出が可能です。問合せ先へ本人確認書類、職場の健康保険資格取得日が分かる書類の写し、国保証、資格確認書、記載済みの届出書(区HPから出力可)を郵送してください。詳細は区HPをご覧ください。

▶問合せ先 国保年金課(〒144-8621大田区役所) FAX5744-1516(共通)

届け出について=国保資格係 ☎5744-1210

医療費について=国保給付係 ☎5744-1211

●届け出に必要な書類

	こんなとき(基準となる日)	届け出と証交付のための必要書類
国保に入る	大田区に転入した(転入した日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など
	こどもが生まれた(生まれた日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など、健康保険喪失証明書
	退職や扶養認定の取り消しで職場の健康保険をやめた(職場の健康保険の資格がなくなった日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など、生活保護開始決定通知書、生活保護受給証明書
国保をやめる	大田区から転出した(転出した日)	住民票の届け出により手続き不要。国保証、資格確認書は後日返却
	死亡した(死亡した日の翌日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など、国保証、資格確認書、職場の健康保険資格取得日が分かる書類
その他	就職や扶養認定で職場の健康保険に入った(社保加入の翌日) ※郵送による手続きも可	マイナンバー確認書類、運転免許証など、生活保護開始決定通知書、生活保護受給証明書、国保証、資格確認書
	生活保護を受けるようになった(生活保護開始日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など、国保証、資格確認書
ほか	区内で住所が変わった、世帯主が変わった、加入者の氏名が変わった、世帯が合併や分離した	マイナンバー確認書類、運転免許証など、国保証、資格確認書
	保険証、資格確認書、資格情報のお知らせを紛失した	運転免許証など
か	こどもが親元から離れて区外に居住して修学する	国保資格係までご連絡ください